

胎内市空家等対策協議会設置要綱

(設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、胎内市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この告示において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 空き家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項
- (2) 空家等の調査及び特定空家等と認められるものに対する立入調査の方針に関する事項
- (3) 空家等が特定空家等に該当するか否かの判断基準に関する事項
- (4) 特定空家等に対する措置の方針に関する事項
- (5) その他協議会において必要と認める事項

(組織)

第4条 協議会は、委員11人以内をもって組織する。

(委員)

第5条 委員は、市長のほか、法第7条第2項に規定する者（市町村長を除く。）のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席させて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者に対し必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、市民生活課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年7月1日から施行する。